

A9 役員報酬は、株主総会又は社員総会で決定されます。この場合、定款に限度額を定めているのであれば、その範囲内でなければなりません。

【解説】

役員報酬は、基本的に法人の損金になりますが、不相当に高額と判断されると法人の損金にはなりません。この不相当に高額かどうかの判断は、一般的には同業他社と比較したときに高額かどうかということです。

実務的には、代表権の有無や常勤か非常勤かの別、あるいは実際上の経営権等によって、会計事務所のアドバイスも加味して決定されることが多いようです。